

## 平成31年度 環境関連補助制度のお知らせ

ぜひ、ご活用ください。



### 住宅用太陽光発電システム設置費用

#### 対象者

町内で、自ら居住している住宅、または自ら居住するために新築する予定の住宅に太陽光発電システムを設置する方。

※ただし、次の①～③に該当する場合は申請できません。

- ①法人の場合
- ②賃貸目的の場合
- ③太陽光発電システムが設置されている住宅購入の場合

再生可能エネルギーの利用を促進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

**問合せ** 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

**補助内容** ・太陽光発電システム設置1件につき5万円  
・太陽光発電システムとHEMS（エネルギー管理設備）同時設置1件につき6万円

**予算額** 310万円

**申請開始日** 4月1日(月)～（申込順）

**申請方法** 所定の申請書に必要書類を添えて、環境課窓口（環境センター内）まで持参してください。

申請書は、環境課窓口もしくは、町ホームページで取得いただけます。詳しくは、ホームページ（右QRコード）をご覧ください。



### 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車購入費用

#### 対象者

町内に住所を有している方（法人を除く）

**対象車両** 電気自動車（EV）及びプラグインハイブリッド自動車  
※車検証の所有者又は使用者の名義が申請者となり、かつ、使用の本拠の位置が杉戸町内であるもの。

**補助金額** 1台5万円

**予算額** 50万円

地球温暖化の防止や大気汚染の改善を目的に、次世代自動車を購入する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

**問合せ** 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

**申請開始日** 4月1日(月)～（申込順）

**申請方法** 所定の申請書に必要書類を添えて、環境課窓口（環境センター）まで持参してください。

申請書は、環境課窓口もしくは、町ホームページで取得いただけます。詳しくは、ホームページ（右QRコード）をご覧ください。



#### ■上記2制度の共通の注意点

- ・申請は窓口申請のみです。郵送等では受付できません。
- ・補助金の申請は事前申請※です。購入や設置工事着工前に申請手続きをお願いします。（※購入や設置工事着工は補助金交付決定以降）

### 家庭生ごみ堆肥化専用容器等購入費

#### 対象者

町内に住所を有している方（法人を除く）

**補助金額** 容器等購入額（消費税分は除く）の3分の2  
**生ごみ処理容器**（上限）1基につき4,500円まで

**生ごみ処理機**（上限）1基につき20,000円まで

**予算額** 24万5千円

家庭から排出される生ごみを減量するため、生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機を導入した方に対し、予算の範囲内において購入費の一部を補助します。

**問合せ** 環境課 廃棄物資源担当 ☎ (38) 0401

**申請開始日** 4月1日(月)～（申込順）

**申請方法** 所定の申請書に必要書類を添えて、環境課窓口（環境センター内）まで持参してください。

※年度内における補助は、1世帯それぞれ1基まで。詳しくはお問合わせください。

## 公的年金を受給している65歳以上の方へ

# 個人住民税の

# 公的年金からの特別徴収制度

（年金特別徴収制度）

## のお知らせ

**問合せ** 税務課 町民税担当 内線 242・243・436

### 対象者は自動的に適応されます

「年金特別徴収制度」とは、※公的年金を受給している方の納税の利便性の向上や、市区町村における徴収の効率化を図るために、公的年金を支給する際に、個人住民税（町民税・県民税）を差し引いて行う徴収制度のことです。

制度の対象となる方は、自動的に適応されますので、お手続きは必要ありません。

※障害年金や遺族年金などの非課税の公的年金は対象外。

#### ■特別徴収の対象税額

前年中の公的年金所得に係る個人住民税の所得割額および均等割額となります。

- 対象者（すべてに該当する方）**
- ・個人住民税の納税義務者
  - ・前年中に公的年金などを受給している方
  - ・当該年度の初日（4月1日）に年齢基礎年金などを受給している65歳以上の方

#### ■次に該当する方は対象外

- ・年金収入のみの方（65歳以上）で公的年金所得だけでは非課税となる方（例えば単身の方は年金収入額148万円以下、配偶者を扶養にしている方は、年金収入額192.8万円以下の方）
- ・公的年金から差し引く住民税額が老齢基礎年金額を超える方
- ・杉戸町で介護保険の特別徴収対象被保険者でない方
- ・配当割控除額または株式等譲渡所得割控除額が均等割額以上ある方

#### ■年金仮徴収を行います

平成30年度における年金からの特別徴収は、平成31年2月分まで行いました。その後、年金特別徴収額の6分の1の額を1回分として4・6・8月分の徴収額とする仮徴収制度が始まっています。

ただしこの金額はあくまでも仮に設定されていますので、平成31年度の住民税額を決定する6月に、決定した税額との調整を行い、その上で本徴収を実施します。

なお、税額の計算結果によっては年金特別徴収を中止し、普通徴収に変更して納付書によって納めていただく場合や、多く徴収している仮徴収税額の一部または全部をお返しする場合があります。

計算結果は、6月上旬に発送する「町民税・県民税納税通知書」に記載をします。ご確認ください。

**■納税通知書記載内容**  
納税通知書に記載をする内容は次のとおりです。

- 本年度特別徴収税額（仮徴収分4・6・8月徴収分と本徴収分10・12・2月徴収分）
- 翌年度仮徴収額（翌年4・6・8月徴収分）
- 普通徴収税額（公的年金に係る特別徴収税額以外の普通徴収税額または年金特別徴収初年度の普通徴収税額）

●給与から特別徴収される税額



▲納税通知書は封筒に入って届きます